

豊田市信用保証料緊急経済対策 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、セーフティネット4号及び5号認定関連融資資金（以下これらを「対象融資資金」という。）に係る信用保証料に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、以下のとおりとする。

セーフティネット4号及び5号認定関連融資資金

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号及び第5号の規定による認定を受けることを条件とする融資資金をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、市内の中小企業者が借り入れた対象融資資金に係る信用保証料の一部を補助することにより、当該中小企業者を支援し、もって本市の商工業の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象)

第4条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に住所（法人の場合は、本店の所在地）を有すること。
- (2) 市内に事業所を有すること。
- (3) 愛知県信用保証協会の保証決定を受けていること。
- (4) 信用保証料を一括で支払っていること。
- (5) 市内において対象融資資金を運用すること。
- (6) 市税を滞納していないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (8) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員等になっていないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、一括支払いした信用保証料の額に、融資金額から借換資

金の額を控除した額を融資金額で除して得た割合（百分率で小数点第2位以下切捨て）を乗じて得た額とする。

2 前項の場合において、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、補助金の額は、1の申請につき100万円を限度とする。

（補助金交付の除外）

第6条 対象融資資金に係る融資制度によって認められた既往債務の返済猶予に係る信用保証料については、この補助金の交付の対象としない。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、取扱金融機関による信用保証料の支払証明を受けた豊田市信用保証料緊急経済対策補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、別表に掲げる書類を添付し、対象融資資金を借り入れた日から起算して14日以内に市長に提出しなければならない。

（1）信用保証料を一括で支払ったことを証明する書類又はその写し

（2）信用保証書の写し

（3）法人登記簿謄本又はその写し

（4）市税の完納証明書又はその写し

（5）役員名簿

（6）その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請及び実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定及び交付すべき補助金の額の確定をし、豊田市信用保証料緊急経済対策補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条の通知を受けた補助事業者は、速やかに所定の請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。

（繰上償還による補助金の返還）

第10条 補助金の交付を受けた補助事業者は、豊田市信用保証料補助金の対象外制度又は自己資金等により借入金の繰上償還を行い、信用保証料の一部の返戻を受けたとき、又は返戻を受けることが確実であるときは、既に交付を受けた補助金額から、返戻額を基に算出した繰り上げ償還後の補助金額を控除した額を市長に返還しなければならない。

2 前項の繰上償還後の補助金額は、繰上償還した対象融資資金を借り入れる際に一括支払いした信用保証料の額から、繰上償還に伴う信用保証料の返戻額を控除した額に対象融資割合及び補助率を乗じて得た額とする。

(調査等)

第11条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、取扱金融機関及び補助金の交付を受けた補助事業者に対して、指示をし、調査を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載して補助金の交付を受けたとき。

(2) 第4条第8号から第10号までのいずれかに該当したとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年3月6日（以下「施行日」という。）から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日（以下「失効期日」という。）限り、その効力を失う。ただし、施行日から失効期日までに融資が実行されたものについては、引き続きその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年3月17日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日（以下「失効期日」という。）限り、その効力を失う。ただし、施行日から失効期日までに融資が実行されたものについては、引き続きその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和5年3月31日（以下「失効期日」という。）限り、その効力を失う。ただし、施行日から失効期日までに融資が実行されたものについては、引き続きその効力を有する。

別表（第7条関係）

添 付 書 類

区 分	添 付 書 類
<p>セーフティネット4号及び 5号認定関連融資資金</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 信用保証料を一括で支払ったことを証明する書類又はその写し 2. 信用保証書の写し 3. 法人登記簿謄本又はその写し 4. 市税の完納証明書又はその写し 5. 借換えをしている場合は、それを証明する書（約定利息を含まない元金分かるもの） 6. 役員名簿 7. その他市長が必要と認める書類

信用保証料緊急経済対策補助金交付申請書兼実績報告書
（セーフティネット4号及び5号認定関連融資資金）

豊 田 市 長 様

対象融資資金に係る信用保証料を支払いましたので、豊田市信用保証料緊急経済対策補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。なお、豊田市信用保証料補助金の対象外制度又は自己資金等で繰上償還（保証期日より早く完済）し、愛知県信用保証協会から信用保証料が返戻された場合は、豊田市信用保証料緊急経済対策補助金交付要綱第10条の規定に基づき、残存期間分に相当する補助金を返還します。

対象融資資金	セーフティネット4号及び5号認定関連融資資金
信用保証決定日	年 月 日
融資資金借入日	年 月 日
融資金額等	融資金額 <u>A</u> 千円 借換資金の額 <u>B</u> 千円 新規借入金額 <u>A - B</u> 千円 対象融資割合 $((A - B) / A)$ <u>C</u> □ □ □ . □ % ※1
信用保証料額	<u>D</u> 円
信用保証料支払日	年 月 日
補助対象信用保証料	<u>D</u> 円 × <u>C</u> □ □ □ . □ % = <u>E</u> 円
補助金額	<u>E</u> 円 × <u>100%</u> = <u>000円</u> ※2
補助金申請額	<u>円</u> ※3 （補助金上限額 1,000,000円）
（備考）※1：小数点第2位以下切捨て ※2：千円未満切捨て ※3：（E × 100%）と100万円のいずれか少ない方の額	

年 月 日

（申請者）住 所

法人名・商号

氏 名

信用保証料支払証明書

上記申請者が信用保証料を支払ったことを証明します。

年 月 日

金融機関名

印

様式第 2 号 (第 8 条関係)

豊 発 第 号
年 月 日

様

豊田市長 印

豊田市信用保証料緊急経済対策補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました 年度信用保証料緊急
経済対策補助金について、豊田市信用保証料緊急経済対策補助金交付要綱第 8 条
の規定に基づき、下記のとおり交付の決定及び交付すべき補助金の額を確定し、
通知します。

記

対象融資資金 (略称)	
保証番号	
融資資金借入日	
補助対象融資額	
補助対象信用保証料	
補助率	%
補助金額	円

※信用保証料補助金の対象外制度又は自己資金等で繰上償還 (保証期日より早く
完済) し、愛知県信用保証協会から信用保証料が返戻された場合、豊田市信用
保証料緊急経済対策補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、残存期間分に相
当する補助金は返還していただきます。